

令和 2 年

南部町議会第 3 回臨時会会議録

令和 2 年 1 1 月 2 日

山 梨 県 南 部 町 議 会

令和 2 年南部町議会第 3 回臨時会

令和 2 年 1 1 月 2 日 (月)

午前 1 0 時 0 0 分開会・開議

議 事 日 程

1. 臨時議長紹介

2. 開会・開議

3. 日程報告

(第 1 号)

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

(第 2 号)

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長の選挙

日程第 5 常任委員会委員の選任

日程第 6 議会運営委員会委員の選任

日程第 7 議会広報編集委員会委員の選任

日程第 8 峡南広域行政組合議会議員の選挙

日程第 9 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第 10 峡南衛生組合議会議員の選挙

日程第 11 山梨西部広域環境組合議会議員の選挙

日程第 12 提出議題の報告

日程第 13 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第 6 0 号 監査委員の選任について

日程第 14 議員派遣の件について

日程第 15 委員会の閉会中の継続調査について

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	芦澤 潤一郎	2 番	望 月 憲 之
3 番	望月 小五郎	4 番	塩 津 悟
5 番	望 月 郁 夫	6 番	木 内 秀 樹
7 番	遠 藤 高 芳	8 番	望 月 光 彦
9 番	小 泉 昇 一	10 番	仲 亀 佳 定
11 番	高 橋 茂 広	12 番	遠 藤 光 宣

5. 欠席議員 （ な し ）

6. 会議録署名議員

1 番	芦澤 潤一郎	2 番	望月 憲之
-----	--------	-----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
(22名)

町 長	佐野和広	教 育 長	芦澤和彦
代表監査委員	若林泰文	秘書政策監	望月一弥
会計管理者 (兼) 出納室長	望月 浩	総 務 課 長	滝 基成
財 政 課 長	市川 隆	企 画 課 長	望月一希
税 務 課 長	佐野彰紀	交通防災課長	若林安彦
子育て支援課長	佐野 勝	福祉保健課長(兼) 地域 包括支援センター所長	佐野武人
住 民 課 長	四條理恵	産業振興課長(併) 農業委員会事務局長	岡村 忠
建 設 課 長	望月一臣	水道環境課長	遠藤 成
ダイサービスセンター所長	渡辺 基	アルファセンター所長	青木正和
健康管理センター所長	仲亀哲也	学校教育課長(兼) 学 校給食共同調理場所長	渡辺雄治
生涯学習課長 (兼) 公民館長	近藤利也	出納室室長補佐	渡辺幸博

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名 (1名)

議会事務局長 遠 藤 一 明

開会 午前１０時００分

○事務局長（遠藤一明君）

皆さん、大変ご苦労様でございます。

改選後の初議会開会にあたり、相互にあいさつを行いたいと思います。皆
さまご起立ください。

（相互に礼）

ご着席ください。

事務局長から申し上げます。

本日の臨時議会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長が選挙さ
れるまでの間、地方自治法第１０７条の規定により、出席議員の中で年長の
議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、遠藤高芳議員が年長議員となりますので、ご紹介いたします。
遠藤高芳議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（遠藤高芳君）

ただいま紹介されました、遠藤高芳でございます。

地方自治法第１０７条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どう
ぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の臨時議会は、初議会ということで記録用の写真撮影を許可い
たしましたのでご承知願います。

ただいまから、令和２年南部町議会第３回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は１２名で定足数に達しておりますので、令和２年南
部町議会第３回臨時会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○臨時議長（遠藤高芳君）

議事日程第１号 日程第１ 仮議席の指定を行います。

仮議席は、臨時議長において、ただいまご着席の議席を指定いたします。

○臨時議長（遠藤高芳君）

日程第２ 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定によ
り、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたい
と思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に、１２番 遠藤光宣議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名いたしました１２番 遠藤光宣議員を、議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました１２番 遠藤光宣議員が、議長に当選されました。

○臨時議長（遠藤高芳君）

ただいま当選されました遠藤光宣議員が議場におられますので、本席から会議規則第３３条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、遠藤光宣議員より、議長当選の承諾ならびに就任のあいさつを受けることにいたします。

１２番 遠藤光宣議員。

○１２番議員（遠藤光宣君）

高いところから、まことに恐縮ではございますが、お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、議員各位の全会一致のご推挙によりまして、議長の要職をあずかることとなり、身の引き締まる思いであります。

これからも、議長の職務に当たりましては、絶えず公平性をもって、議会運営に努めてまいりますとともに、本町の今後のさらなる発展に向けて、全力を傾注してまいります決意でございます。

議員各位には、これまでと変わらず、ご協力のほどお願い申し上げます。

さて、今、町を取り巻く環境は大変厳しく、少子高齢化に伴う人口減少に歯止めをかけるための定住促進対策や、福祉対策、防災対策など、課題が山積しておりますが、これらの解決策としては、住民とより多く接する機会を増やし、意見や要望を如何に議会として取り上げるかが重要であり、必要不可欠であると考えます。

そのためにも、新たにスタートした議会議員１２名が一丸となって、町民の負託にこたえられるよう、頑張ってまいります所存でございます。

町長をはじめ、執行部の皆さま方におかれましても、これまでと変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○臨時議長（遠藤高芳君）

新しい議長が誕生いたしました。

以上で、私の職務はすべて終了いたしました。

改選後、初の議会冒頭における臨時議長の重責を無事遂行できましたことは、ひとえに議員各位のご協力の賜と感謝申し上げます。

一言お礼を申し上げまして、議長の席を交代いたします。誠にありがとうございました。

遠藤光宣議長、議長席にお着き願います。

○議長（遠藤光宣君）

ただいまから、議会運営に当たらせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤光宣君）

それでは、令和2年南部町議会第3回臨時会議事日程第2号に入ります。
日程第1 議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において1番 芦澤潤一郎議員および2番 望月憲之議員の両名を指名いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。
重ねてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、11番 高橋茂広議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました11番 高橋茂広議員を、副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11番 高橋茂広議員が、副議長に当選されました。

○議長（遠藤光宣君）

ただいま当選されました高橋茂広議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、高橋茂広議員より、副議長当選の承諾ならびに就任のあいさつを受けることにいたします。

11番 高橋茂広議員。

○11番議員（高橋茂広君）

お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま行われました副議長選挙におきまして、議員各位の全会一致のご推挙により、私とその栄を賜ることとなりました。

このことに対しまして、まずもって厚く御礼申し上げます。

ご指名をいただきましたからには、浅学非才を顧みず、遠藤光宣議長とともに、議会の円滑な運営に誠心誠意努力してまいる所存でございます。

議員の皆さまにおかれましても、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、副議長就任のあいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤光宣君）

日程第5 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長において指名いたしますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任については、議長において指名することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議長にあっては、委員会条例第8条第1項ただし書きの規定により、常任委員会委員とならないことといたしますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、議長は常任委員会委員とならないことに決定いたしました。

なお、地方自治法第105条の規定により、必要に応じ各委員会に出席することといたします。

それでは、まず、総務建設常任委員会委員に、

2番 望月憲之議員 3番 望月小五郎議員

5番 望月郁夫議員 7番 遠藤高芳議員

9番 小泉昇一議員 11番 高橋茂広議員

以上の6名を指名いたします。

次に、文教厚生常任委員会委員に、

1番 芦澤潤一郎議員 4番 塩津悟議員

6番 木内秀樹議員 8番 望月光彦議員

10番 仲亀佳定議員

以上の5名を指名いたします。

議長指名のとおり、各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

それでは、委員会条例第9条第2項の規定により、各常任委員会はただちに会議を開いて、委員長および副委員長の互選を行ってください。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（遠藤光宣君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各常任委員会より報告がありましたので、常任委員長および副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務建設常任委員会委員長に9番 小泉昇一議員、

副委員長に7番 遠藤高芳議員、

文教厚生常任委員会委員長に8番 望月光彦議員、

副委員長に10番 仲亀佳定議員、

以上のとおり、互選の結果を報告いたします。

各常任委員会の円滑なる運営につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第6 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長において指名いたしますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、議長において指名することに決定いたしました。

議会運営委員会委員に、

6番 木内秀樹議員 8番 望月光彦議員

9番 小泉昇一議員 10番 仲亀佳定議員

11番 高橋茂広議員

以上の5名を指名いたします。

議長指名のとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

それでは、委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営委員会はただちに会議を開いて、委員長および副委員長の互選を行ってください。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（遠藤光宣君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議会運営委員会より報告がありましたので、委員長および副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に10番 仲亀佳定議員、

副委員長に11番 高橋茂広議員、

以上のとおり、互選の結果を報告いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第7 議会広報編集委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会広報編集委員会委員の選任につきましては、協議の結果お手元に配布のとおり、

1番 芦澤潤一郎議員 2番 望月憲之議員

3 番 望月小五郎議員 4 番 塩津悟議員
6 番 木内秀樹議員 1 1 番 高橋茂広議員
以上の 6 名とし、議会広報編集委員会委員の互選により、
委員長に 6 番 木内秀樹議員、
副委員長に 1 1 番 高橋茂広議員
が決定しておりますので報告いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第 8 峡南広域行政組合議会議員の選挙を行います。

 峡南広域行政組合規約第 5 条の規定により、2 名を選挙することにな
っております。

 お諮りいたします。

 峡南広域行政組合議会議員選挙の方法につきましては、地方自治法
第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選といたしたいと思います。

 これにご異議ありませんか。

 （異議なし。の声）

 ご異議なしと認めます。

 よって、峡南広域行政組合議会議員選挙の方法は、指名推選とするこ
とに決定いたしました。

 重ねてお諮りいたします。

 指名の方法につきましては、議長において指名することにいたした
いと思います。

 これにご異議ありませんか。

 （異議なし。の声）

 ご異議なしと認めます。

 よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしまし
た。

 峡南広域行政組合議会議員に、

 6 番 木内秀樹議員、1 1 番 高橋茂広議員を指名いたします。

 お諮りいたします。

 ただいま議長が指名いたしました 2 名を、峡南広域行政組合議会議
員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

 （異議なし。の声）

 ご異議なしと認めます。

 よって、議長が指名いたしました 2 名が、峡南広域行政組合議会議員
に当選されました。

○議長（遠藤光宣君）

 ただいま当選されました 6 番 木内秀樹議員、1 1 番 高橋茂広議
員が議場におられますので、本席から会議規則第 3 3 条第 2 項の規定に
より、当選の告知をいたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第9 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

山梨県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に、

7番 遠藤高芳議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたしました7番 遠藤高芳議員が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

○議長（遠藤光宣君）

ただいま当選されました7番 遠藤高芳議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第10 峡南衛生組合議会議員の選挙を行います。

峡南衛生組合同規約第5条の規定により、2名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

峡南衛生組合議会議員選挙の方法につきましては、地方自治法第11

8 条第 2 項の規定により、指名推選といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、峡南衛生組合議会議員選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

峡南衛生組合議会議員に、

5 番 望月郁夫議員、8 番 望月光彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を、峡南衛生組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたしました 5 番 望月郁夫議員、8 番 望月光彦議員が、峡南衛生組合議会議員に当選されました。

○議長 (遠藤光宣君)

ただいま当選されました 5 番 望月郁夫議員、8 番 望月光彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長 (遠藤光宣君)

日程第 11 山梨西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

山梨西部広域環境組合規約第 5 条の規定により、1 名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

山梨西部広域環境組合議会議員選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、山梨西部広域環境組合議会議員選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしました
と思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

山梨西部広域環境組合議会議員に、

9番 小泉昇一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を、山梨西部広域環境組合議会
議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたしました9番 小泉昇一議員が、山梨西部広
域環境組合議会議員に当選されました。

○議長(遠藤光宣君)

ただいま当選されました9番 小泉昇一議員が議場におられますの
で、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいた
します。

○議長(遠藤光宣君)

日程第12 提出議題の報告ですが、お手元に配付してありますので、提
出議題の朗読は省略させていただきます。

○議長(遠藤光宣君)

日程第13 議案の上程、説明、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第60号 監査委員の選任についてを議題といたします。

仲亀佳定議員が議場におられますので、地方自治法第117条の規
定により、10番 仲亀佳定議員の除斥を求めます。

○議長(遠藤光宣君)

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長(佐野和広君)

それでは、お手元の議案集1ページをご覧ください。

議案第60号 監査委員の選任についてであります。

本案は、地方自治法第196条第1項の規定により、南部町福士20
362番地 仲亀佳定議員を監査委員に選任されたく、議会の同意を求
めるものであります。

○議長(遠藤光宣君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

この案件は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略してただちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略してただちに採決に入ることに決定いたしました。

○議長(遠藤光宣君)

議案第60号 監査委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第60号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、仲亀佳定議員は入場して席にお戻りください。

○議長(遠藤光宣君)

日程第14 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

現在、予定されている議員派遣案件はございませんが、臨時案件が発生した場合、議長の判断において議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、臨時案件発生の場合は議長の判断において、議員を派遣することに決定しました。

○議長(遠藤光宣君)

日程第15 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和2年第4回定例会の会期の決定および所管事務研究・調査について、お手元に申出書の写しが配布されております。

お諮りいたします。

各委員長から申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の所管事務等について

の議会閉会中の委員会開催については決定されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

ただいま町長から、議員一般選挙後の初議会にあたり、あいさつしたい旨の申し出がありましたので、これを受けることといたします。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

議員の皆さまには、この度の任期満了に伴う町議会議員一般選挙において、大変な激戦を勝ち抜かれ、見事当選の栄に浴されました。まずもって、衷心よりお祝い申し上げます。

本日の初議会におきましては、正副議長をはじめとする各委員会などの議会構成も決まり、いよいよ新体制がスタートいたしました。

さて、世界中がコロナ禍の真っ只中で、これからどのように収束に向かっていくのか予測することができない状況となっておりますが、私も行政は、ひとときたりとも休むことは許されません。皆さまも、マニフェストや選挙公約として訴えておられましたが、少子高齢化や人口減少対策、農林業の再生など、町が抱える諸課題に対して、真正面から取り組み、安定的かつ持続可能な行財政運営を実現してまいらなければなりません。そのためには、南部町総合計画、第2期南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた施策を、着実に進めてまいります。

改めて申すまでもないことですが、議会と首長は、二元代表制の関係にあります。ともに町民から選挙で選ばれ、信託を受けて活動する機関であります。これまで以上に、与えられた職務権限を尊重しあい、それぞれの役割を最大限に発揮しながら、公平・公正な行政運営を図り、住みよい町づくりのために、互いの使命を果たすことが肝要であると思っております。どうか、任期の限りご壮健でご活躍くださいますよう、お願い申し上げまして、あいさついたします。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これもちまして、令和2年南部町議会第3回臨時会を閉会といたします。

○事務局長（遠藤一明君）

大変ご苦勞様でした。

議員の皆さまは、議場内の写真撮影を行いますので、その場でお待ちください。

閉会 午前10時40分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年11月2日

南部町議会議長

遠藤光宣

臨時議長

遠藤高芳

会議録署名議員

芦澤潤一郎

会議録署名議員

望月憲之

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 遠藤一明